

●香川県告示第68号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和4年2月25日から同年3月18日まで一般の縦覧に供する。

令和4年2月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 国道（一般）
- 2 路線名 193号
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市塩江町安原下第1号字 西桶777番4地先から 高松市塩江町安原下第1号字 西桶779番1地先まで	10.3～11.4	72	令和元年香川県告示第142号で 変更した区域

- 4 供用開始の期日 令和4年2月25日